

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（587）

2. 日時：令和5年11月17日 10時00分～10時20分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、大塚安全審査官、小野安全審査官、

中原安全審査官※、田代審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（安全審査担当課長）、他2名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

（1）泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について（共止01 r. 2. 0）

（2）泊発電所3号炉 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について 比較表（共止01－9 r. 2. 0）

（3）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取止めによる影響について

以上

| 時間      | 自動文字起こし結果  |
|---------|--|
| 0:00:00 | 規制庁のタシロです。それでは、泊3号炉のDBに関するヒアリングを開始します。それではまず事業者の方から説明をお願いします。            |
| 0:00:10 | 北海道電力の佐藤です。  |
| 0:00:12 | 本日、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用取り止めに関する影響についての資料を                    |
| 0:00:22 | 修正箇所を中心にご説明させていただきます。  |
| 0:00:26 | 資料1-1と1-2はそれぞれまとめ資料と比較表ですので、1-3、記載適正化箇所リストをベースに説明させていただきます。              |
| 0:00:37 | またこのリストはですね、前回のヒアリング審査会合前に実施したところからの変更点で、会合資料にて修正済みのものも記載してますのでそこは省略して、  |
| 0:00:50 | 今回、弊社の中で新たに直したところから説明させていただきます。  |
| 0:00:56 | では資料1-3のですね、2、2ページ目のナンバー23、左側ナンバー23からご覧ください。                             |
| 0:01:04 | 22までは市介護の際に修正しております。   |
| 0:01:08 | では23なんですけども、   |
| 0:01:11 | 他の箇所にもちょっと共通する内容なんですけども、   |
| 0:01:14 | 3号炉から見た表現として、雑固体焼却設備とかをですね、1号炉と共用してるんですけども、                              |
| 0:01:24 | ちょっとこの表現は3号炉のものであるように読めるので、修正してます。設置場所を明記した上で、修正していると、今古い方は1号及び2号炉と共用する。 |
| 0:01:37 | 雑固体焼却設備とかそういう設備名が続くんなんですけども、   |
| 0:01:41 | その12523号炉の立場から見て、1号及び2号炉と共用する、それは1号及び2号の設置の設備ですという表現に、各所直しております。         |
| 0:01:54 | で、サンプルとしては、まとめ資料資料1-1の6ページを見ていただくと、                                      |
| 0:02:05 | 6ページの真ん中ぐらいのところに黄色ハッチングで示してます。違いますね                                      |
| 0:02:12 | 少々お待ちください。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:02:14 | あ、いいですね。真ん中ぐらいのところに、1号及び2号炉設置のと、雑固体焼却設備というところあります。あとは、7ページの方と、ここは省略させていただきます。       |
| 0:02:26 | 続きましてナンバー25。  |
| 0:02:28 | ここなんですけども、  |
| 0:02:32 | 共用取り止めによってですねサンゴのみ設置であることを明確にしました。それで、審査会合の際には、洗浄排水タンクについて12号と3号で同じ名前があるんでと説明しましたが、 |
| 0:02:47 | 洗浄排水処理系という、   |
| 0:02:51 | 系統名も、12号と3号同じものを使っていますので、それをちょっと識別したりしております。  |
| 0:03:00 | これと絡んでですね、ナンバー35をご覧ください。  |
| 0:03:08 | 3ページのNo.35。   |
| 0:03:11 | で、  |
| 0:03:12 | 供用取り止めの21ページも、資料1-1であわせてご覧ください。   |
| 0:03:20 | 洗浄、排水処理系という言葉に対して、場所をつけたところは、今回新たに供試の21ページ資料1-1。                                    |
| 0:03:31 | ここを新たにつけたところでして、  |
| 0:03:36 | 島根に合わせて、主要設備のところ、供試の22ページの主要設備のところから、これまでは比較表を作成してたんなんですけれども、                       |
| 0:03:47 | 放射性廃棄物の廃棄施設という冒頭のところから、作りまして、変更前と変更をつけております。  |
| 0:03:58 | このページは、他にも修正箇所、   |
| 0:04:02 | に絡むところでして、  |
| 0:04:05 | 左が変更前の方は、全体の系統というか説明として放射性廃棄物廃棄設備としておりましたが、   |
| 0:04:16 | 実用炉規則とかに載ってる系統というか施設名に記載適正化しましてまず放射性廃棄物の廃棄施設としました。その上で、これまでは、                       |
| 0:04:29 | 既許可をどう直したら、どう直してなるのかということで、項目番号をそのままにしましたけども、今回補正を視野に入れて、                           |
| 0:04:39 | 現在の新規制基準対応の設置許可として番号7ポツとして振り直しております。  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:04:47 | ここでちょっと誤記がありまして、7ポツ2の液体廃棄物の廃棄施設、あと、その概要のところの冒頭で液体廃棄物の廃棄施設と書いてありますけども、 |
| 0:05:01 | ここはですね、その放射性廃棄物の廃棄施設の中の設備名としては、                                       |
| 0:05:08 | 従前の液体廃棄物の処理設備の方は、   |
| 0:05:12 | 正しいので、これはちょっと誤記ですので、  |
| 0:05:16 | 修正させていただきたいと思っております。  |
| 0:05:20 | はい。   |
| 0:05:20 | ナンバー25と35は以上になりまして、   |
| 0:05:25 | あとは、27ですね。  |
| 0:05:30 | ナンバー27の供試でいうと、  |
| 0:05:34 | 11ページなんですけども、   |
| 0:05:36 | ここも3号機の立場から見ると、ちょっと   |
| 0:05:41 | 微妙だなというところで修正したものです。もともとは、  |
| 0:05:46 | 洗浄排水処理系とアスファルト固化装置の1号及び2号炉との共用取り止めという形なんですけど、                         |
| 0:05:56 | これもですね、どこの設備を、  |
| 0:06:00 | 3号炉と共用取り止めにしたのかということ、事実関係ははっきりするためにちょっと項目直しまして、                       |
| 0:06:08 | 文章中と同じように、1号及び2号炉設置の、その二つの設備装置を                                       |
| 0:06:14 | 3号炉との共用取り止めに関する確認結果と直しました。  |
| 0:06:19 | これちょっと、島根の方の団員ちょっと引きずられて、   |
| 0:06:24 | 微妙な表現となっていたものです。  |
| 0:06:27 | あとは、ナンバー29に関しては、先ほどもちょっと出ましたけど項番5、                                    |
| 0:06:34 | 昇降番号とかですね、土岐協会のものから、今後の新規制基準対応の補正書の方に合わせを想定したものに直しております。              |
| 0:06:44 | あと、次33番ですね、これはまとめ資料を見ていただきたいと思えます供試20ページお願いいたします。                     |
| 0:06:58 | 共振20ページですね、今回放射性廃棄物の廃棄施設に係るものですので、許可本文9号に関してですね、影響がないということ            |
| 0:07:12 | 記載する比較表を追加しております。これは伊方の比較表、伊方のものをですね、参考にして、同様の記載にしております。              |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:07:23 | その上で、   |
| 0:07:27 | これに関してですね、比較表の方では、良い方との比較表を作成しております。                                  |
| 0:07:33 | 続きまして、3、35 番終わりましたので、あとは 37 番とか記載。                                    |
| 0:07:39 | 単位抜けてたのをちょっと追加したものの。  |
| 0:07:43 | です。最後の内容が、39 番と。  |
| 0:07:47 | 41 番に絡むものですが、供試 67 ページから、   |
| 0:07:55 | 資料一つ丸々追加しておりますこれは、今回の   |
| 0:08:00 | 設備に関する配置図をですね、67 ページから、   |
| 0:08:06 | どこにあるのかを示した図を追加しております。これに伴って、41 ページでは、                                |
| 0:08:13 | 目次に、  |
| 0:08:16 | これらの配置図を別添 3 として、添付した旨をつけて、記載を適正化しております。                              |
| 0:08:23 | 今回の   |
| 0:08:26 | 説明全体へ修正箇所に関しては以上となります。  |
| 0:08:31 | 規制庁、立原です。それでは確認に移ります。まず今ご説明いただいたところで、質疑なんですけれどもまず私からちょっと 1 点。         |
| 0:08:40 | 野瀬胸水 21 ページで、   |
| 0:08:43 | 項目の、  |
| 0:08:46 | ところの記載、液体廃棄物処理設備 10.2 というところ、7.2 で液体廃棄物の廃棄施設というふうに整理した、再整理したというふうに、   |
| 0:08:56 | 説明がありました、これ他の固体とか、  |
| 0:09:00 | そういったところも直しに行く必要性っていうのはないんでしょうか。例えば、                                  |
| 0:09:07 | 骨子の 30 ページですかね。   |
| 0:09:11 | 元の 7-3 固体廃棄物処理設備というふうに、   |
| 0:09:15 | そのままになってる分、ように見えるんですけども、いかがでしょうか。                                     |
| 0:09:19 | はい。北海道電力の佐藤です。先ほど説明した修正箇所として正しいのは、供試 21 ページで言う 7 ポツ、放射性廃棄物の廃棄施設の部分です。 |
| 0:09:33 | この 21 ページでは、7 ポツ 2 で液体廃棄物の廃棄施設と、                                      |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:09:39 | 書いてしまいましたが、正しいんと考えているのは、  |
| 0:09:44 | 変更前の 10 ポツ 2 の液体廃棄物処理設備というアノの範囲内この設備名称としてですので、今、ただいまご指摘のあった 30 ページも、                    |
| 0:09:55 | 同じように 7 ポツ 3 は固体廃棄物処理設備というのないもので、このまま、  |
| 0:10:02 | はい。そういうことを考えております。  |
| 0:10:05 | 規制庁田代です。理解しました 7 ポツ 2 の液体廃棄物の廃棄施設等を下の概要で、   |
| 0:10:11 | 液体廃棄物の廃棄施設直したところは、本市というか、記載をもとに、この両方そういうこと整理だっというところを理解しますと、                            |
| 0:10:20 | 説明された点についての質疑を私からは以上です。   |
| 0:10:24 | その他、質問等ありますでしょうか。   |
| 0:10:29 | それも資料全体への質問なんですけどまず私の方から 1 点させていただきます。今日止めに申請し、   |
| 0:10:38 | で、下線の引いてる部分、これ  |
| 0:10:42 | 27 条第 1 項第 1 号への適合を確認、  |
| 0:10:47 | 説明している部分かと思えますけれども、なおのなお書きのところで、まず 1 号炉及び 2 号炉設置の                                       |
| 0:10:55 | 液体廃棄物の廃棄設備、ここでは洗浄排水処理系と、  |
| 0:11:00 | 固体廃棄物廃棄設備、アスファルト固化装置の共用を取り止めるというふうに書いてありまして、最後の部分は、液体廃棄物の処理能力に影響はないというふうに説明されているかと思えます。 |
| 0:11:12 | で、第 1 項第 1 号の適合については、   |
| 0:11:16 | 基準上もですね   |
| 0:11:24 | 周辺監視区域外の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中というところで気体と液体の   |
| 0:11:31 | 廃棄物についての処理能力を有することを確認しているところかと思えますが、  |
| 0:11:38 | 事業者として、ここでアスファルト固化装置も含んでいる理由を説明いただいてもよろしいいただければと思います。                                   |
| 0:11:50 | はい。   |
| 0:11:50 | 北海道電力の佐藤です。   |
| 0:12:00 | はい。   |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:12:02 | このに関する今のご説明なんですけども、   |
| 0:12:07 | 少々お待ちください。  |
| 0:12:14 | 供試の、まず 11 ページを見ていただきたいと思います。  |
| 0:12:20 | ここは、的影響や、共用取り止めに設備に関する確認のところ<br>で、  |
| 0:12:26 | 左側に基準規則載ってまして、ただいま田代さんから 5 種ご指摘<br>あったというか、基準適合性のところ、27 の、                          |
| 0:12:36 | 1 項 1 号、左側に対して、   |
| 0:12:40 | 右側に同じような、なお書きとして、まず、  |
| 0:12:45 | 先ほどのナゴアオキの部分に対しての対応をするように、この右<br>側に書いてる中で、  |
| 0:12:51 | 同じくですね、途中、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理能力に影<br>響はなくと書いてありますのでこのところの、つまり 27 号 1 項 1<br>号に対するところで、  |
| 0:13:03 | 答えが入ってるのが、ちょっとどう考えてるのかというご指摘と<br>いうことでよろしいでしょうか。はい。                                 |
| 0:13:08 | ここの表紙 11 ページでご説明させていただきます。ご指摘、  |
| 0:13:15 | に関してはですね  |
| 0:13:18 | まず回答としてはその通りだと思ってまして、2 次ここの要求は、   |
| 0:13:25 | 基準規則の記載の通りですね、液体と気体廃棄物の放射性放射能<br>濃度を低減してですね、いわゆる一般公衆に対するちゃんと線量<br>目標値を守れるように、       |
| 0:13:38 | 処理設備を設置しましょうという要求だと思って考えておりま<br>す。ですので、ここのよ、今私が説明したように液体と気体です<br>のでちょっと答えを入れたのはですね、 |
| 0:13:50 | 弊社として、今回と共用取り止めにするのは洗浄は G とアスファ<br>ルト固化装置で、それと効果がゴトウ廃棄物の処理のかかるん<br>で、ちょっと、          |
| 0:14:01 | それとセットで書いてしまったんですが、適正な記載としては、   |
| 0:14:07 | ここは液体廃棄物のみ絞るべきだと考えてまして、戻りまし<br>て、供試 2 ページのなお書きのところも、それに合わせてです<br>ね、ちょっと記載を、         |
| 0:14:17 | 修正するものだと考えている次第です。  |
| 0:14:22 | 規制庁の田代です。ご説明いただいた内容で、   |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:14:27 | 27条第1項第1項の適合にはいきたいということで、答えの方は、   |
| 0:14:33 | 適正化するようにしていただければと思います。私からの確認は以上です。  |
| 0:14:38 | 他にありませんでしょうか。   |
| 0:14:42 | 規制庁大塚です。今のところでええと供試にページで言うと、  |
| 0:14:49 | この記載は最初からですね一番最後の、  |
| 0:14:53 | このなお書きの記載でいうと、液体廃棄物の処理能力に影響はないとなってるんでこの子、記載でいいと思うんですけど。                             |
| 0:15:00 | 2行下の記載で、及び固体廃棄物の、   |
| 0:15:04 | 佐伯設備のドラム缶詰め装置のうちアスファルト固化装置は共用取り止めることとするってあるんですけど、ここの固体廃棄物の記載は、                      |
| 0:15:15 | どうなるんでしょうかこのままなのか削除するのか。  |
| 0:15:22 | 北海道電力の佐藤です。   |
| 0:15:25 | 少々お待ちくださいちょっと検討しますので、   |
| 0:15:37 | 相談終わりました。北海道電力の佐藤です。ここも、  |
| 0:15:43 | 逐条の27条のそれぞれの中に、適合のための設計方針に対する、記載なので、及び、洗浄排水処理系の後の及びからの固体廃棄物に関する記載ですね、アスファルト固化装置までは、 |
| 0:15:59 | 削除するという、  |
| 0:16:01 | 修正を考えております。   |
| 0:16:05 | 規制庁大塚です承知しました。  |
| 0:16:08 | 私からは以上。   |
| 0:16:12 | 規制庁田坂です。その他確認、質問事項等ある方いらっしゃいますでしょうか。  |
| 0:16:19 | それでは、全体通して何かありますでしょうか事業者からも、何か説明等ありますでしょうか。   |
| 0:16:29 | 北海道電力岡です。   |
| 0:16:32 | 追加の質問等はございません。  |
| 0:16:36 | 金城田代です。それでは、本日のヒアリング終了したいと思います。ありがとうございます。  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。